《H2（Hidaka×Hotel）プロジェクト》
既存建築物を活用した宿泊施設開業フロー

活用できる空き家等を所有している

未所有

不動産情報サイト等での物件探しが必要です
※空き家バンクなし（R7.4.1現在）

物件特定

物件を所有

【建築物の適法確認】
建築基準法に基づく検査済証等がある物件（適法に建築された物件）かの確認
※特定には物件の地名地番、建築年月、構造、階数、用途、延床面積等の情報が必要です。
※規模等によって、検査済証等が手続き上必要ないため存在しない場合があります。
詳細は振興局建設指導課（TEL：0146-22-9293）に問い合わせください。

建築物の適法確認

【立地要件（都市計画区域内の場合）】
立地している用途地域※で活用可能か確認ください
不動産情報ライブラリ
※参考情報①の用途地域一覧を参考にご確認ください
※「不動産情報ライブラリ」（国土交通省）の【都市計画情報】で検索可能です。
最新の情報は日高町役場建設課（TEL：01456-2-6186）にお問い合わせください。

始めたい事業が【旅館業法に基づく**旅館・ホテル等**】【住宅宿泊事業法の**民泊**】いずれか決まっている（食事提供等を行いたい）

旅館業法に基づく
旅館・ホテル・簡易宿所・下宿を行いたい

食事提供
温泉利用
井戸水利用
を予定

決まっていない
詳細を知りたい

計画段階で双方に
それぞれ
問い合わせください

住宅宿泊事業法に基づく
民泊を行いたい

《建築基準法に基づく確認申請》
・規模・用途により申請が必要です。
・計画に当たっての申請の必要性は
こちらでご相談ください。
・具体的な計画については
建築士にご相談ください。
・概要書の閲覧等をして検査済証の
有無の確認ができます。
・検査済証等が交付されていることの
証明書を求めることもできます。
《相談先》北海道日高振興局
産業振興部建設指導課建築住宅係
浦河町栄丘東通56号
電話：0146-22-9293

《旅館業法に基づく許可
食品衛生法に基づく営業許可　等》
・改修工事に着手する前に、設備・寸法の入った平面図を
持参し、事前相談をしてください。開業までの流れ、
必要な添付書類、申請料金などをご説明します。
・宿泊者に食事を提供する場合は、住宅宿泊事業法届出
施設、旅館業法許可施設にかかわらず、
食品衛生法に基づく営業許可も必要です。
・井戸水をご利用の場合の水質検査はご相談ください。
・温泉を利用される場合はご相談ください。
《相談先》北海道日高振興局静内地域保健室（静内保健所）
生活衛生課主査（環境衛生）、主査（食品保健）
新ひだか町静内こうせい町2丁目8番1号
電話：0146-42-0251

《住宅宿泊事業法に基づく届出》
・営業日数に上限があります。（年間最大
180日。条例により更に制限のかかる場
合がありますのでご相談ください。）
・家主不在型（人を宿泊させる間、家主が
不在）の場合、宿泊管理業務を「住宅宿泊
管理業者」に委託する必要があります。

《相談先》北海道経済部観光振興課
札幌市中央区北3条西6丁目
電話：011-206-6597

北海道民泊
ポータルサイト

計画段階で
どの用途でも必ず確認

《消防法に基づく消防法令適合通知》
・民泊、旅館・ホテルなど
《用途・構造・面積・危険物の種類等》
に応じて必要な消防設備等を設ける
必要があり、計画段階で相談が必要です。
・参考情報②の「民泊における消防法令上の取り
扱い等に係るリーフレット」をご参照のうえ、
面積が分かる平面図を持参し、
事前相談をしてください。
《相談先》日高西部消防組合富川消防署予防係
沙流郡日高町富川北7丁目1-10
電話：01456-2-1521

■H2プロジェクト全般、その他ご不明な点がございましたら以下のとおり相談ください。
（URL）
https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/221578.html

（相談方法）
「所属」、「職位」（個人は不要）、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」、「相談内容」等を指定の様式（H2P相談申込様式）に入力し、次のアドレスあて送付ください。

（アドレス）
hidaka.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

《H2（Hidaka×Hotel）プロジェクト》
既存建築物を活用した宿泊施設開業フロー

活用できる空き家等を所有している

未所有

「空き家バンク（平取町）」をご活用ください
【URL】https://biratori-t01602.akiya-athome.jp/

物件特定

物件を所有

【建築物の適法確認】
建築基準法に基づく検査済証等がある物件（適法に建築された物件）かの確認
※特定には物件の地名地番、建築年月、構造、階数、用途、延床面積等の情報が必要です。
※規模等によって、検査済証等が手続き上必要ないため存在しない場合があります。
詳細は振興局建設指導課（TEL：0146-22-9293）に問い合わせください。

※平取町は用途地域の指定がないため
参考情報①の用途制限はありません。

建築物の適法確認

始めたい事業が【旅館業法に基づく**旅館・ホテル等**】【住宅宿泊事業法の**民泊**】いずれか決まっている（食事提供等を行いたい）

旅館業法に基づく
旅館・ホテル・簡易宿所・下宿を行いたい

食事提供
温泉利用
井戸水利用
を予定

決まっていない
詳細を知りたい

計画段階で双方に
それぞれ
問い合わせください

住宅宿泊事業法に基づく
民泊を行いたい

《建築基準法に基づく確認申請》
・規模・用途により申請が必要です。
・計画に当たっての申請の必要性は
こちらでご相談ください。
・具体的な計画については
建築士にご相談ください。
・概要書の閲覧等をして検査済証の
有無の確認ができます。
・検査済証等が交付されていることの
証明書を求めることもできます。
《相談先》北海道日高振興局
産業振興部建設指導課建築住宅係
浦河町栄丘東通56号
電話：0146-22-9293

《旅館業法に基づく許可
食品衛生法に基づく営業許可　等》
・改修工事に着手する前に、設備・寸法の入った平面図を
持参し、事前相談をしてください。開業までの流れ、
必要な添付書類、申請料金などをご説明します。
・宿泊者に食事を提供する場合は、住宅宿泊事業法届出
施設、旅館業法許可施設にかかわらず、
食品衛生法に基づく営業許可も必要です。
・井戸水をご利用の場合の水質検査はご相談ください。
・温泉を利用される場合はご相談ください。
《相談先》北海道日高振興局静内地域保健室（静内保健所）
生活衛生課主査（環境衛生）、主査（食品保健）
新ひだか町静内こうせい町2丁目8番1号
電話：0146-42-0251

《住宅宿泊事業法に基づく届出》
・営業日数に上限があります。（年間最大
180日。条例により更に制限のかかる場
合がありますのでご相談ください。）
・家主不在型（人を宿泊させる間、家主が
不在）の場合、宿泊管理業務を「住宅宿泊
管理業者」に委託する必要があります。

《相談先》北海道経済部観光振興課
札幌市中央区北3条西6丁目
電話：011-206-6597

北海道民泊
ポータルサイト

計画段階で
どの用途でも必ず確認

《消防法に基づく消防法令適合通知》
・民泊、旅館・ホテルなど
《用途・構造・面積・危険物の種類等》
に応じて必要な消防設備等を設ける
必要があり、計画段階で相談が必要です。
・参考情報②の「民泊における消防法令上の取り
扱い等に係るリーフレット」をご参照のうえ、
面積が分かる平面図を持参し、
事前相談をしてください。
《相談先》日高西部消防組合平取消防署予防課
沙流郡平取町本町37番地1
電話：01457-2-2361

■H2プロジェクト全般、その他ご不明な点がございましたら以下のとおり相談ください。
（URL）
https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/221578.html

（相談方法）
「所属」、「職位」（個人は不要）、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」、「相談内容」等を指定の様式（H2P相談申込様式）に入力し、次のアドレスあて送付ください。

（アドレス）
hidaka.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

《H2（Hidaka×Hotel）プロジェクト》
既存建築物を活用した宿泊施設開業フロー

活用できる空き家等を所有している

未所有

「空家・空地情報（新冠町）」をご活用ください
【URL】https://www.niikappu.jp/kurashi/sekatsu/sumai/teijyu/sumai/akiya.html

物件特定

物件を所有

【建築物の適法確認】
建築基準法に基づく検査済証等がある物件（適法に建築された物件）かの確認
※特定には物件の地名地番、建築年月、構造、階数、用途、延床面積等の情報が必要です。
※規模等によって、検査済証等が手続き上必要ないため存在しない場合があります。
詳細は振興局建設指導課（TEL：0146-22-9293）に問い合わせください。

※新冠町は用途地域の指定がないため
参考情報①の用途制限はありません。

建築物の適法確認

始めたい事業が【旅館業法に基づく**旅館・ホテル等**】【住宅宿泊事業法の**民泊**】いずれか決まっている（食事提供等を行いたい）

旅館業法に基づく
旅館・ホテル・簡易宿所・下宿を行いたい

食事提供
温泉利用
井戸水利用
を予定

決まっていない
詳細を知りたい

計画段階で双方に
それぞれ
問い合わせください

住宅宿泊事業法に基づく
民泊を行いたい

《建築基準法に基づく確認申請》
・規模・用途により申請が必要です。
・計画に当たっての申請の必要性は
こちらでご相談ください。
・具体的な計画については
建築士にご相談ください。
・概要書の閲覧等をして検査済証の
有無の確認ができます。
・検査済証等が交付されていることの
証明書を求めることもできます。
《相談先》北海道日高振興局
産業振興部建設指導課建築住宅係
浦河町栄丘東通56号
電話：0146-22-9293

《旅館業法に基づく許可
食品衛生法に基づく営業許可　等》
・改修工事に着手する前に、設備・寸法の入った平面図を
持参し、事前相談をしてください。開業までの流れ、
必要な添付書類、申請料金などをご説明します。
・宿泊者に食事を提供する場合は、住宅宿泊事業法届出
施設、旅館業法許可施設にかかわらず、
食品衛生法に基づく営業許可も必要です。
・井戸水をご利用の場合の水質検査はご相談ください。
・温泉を利用される場合はご相談ください。
《相談先》北海道日高振興局静内地域保健室（静内保健所）
生活衛生課主査（環境衛生）、主査（食品保健）
新ひだか町静内こうせい町2丁目8番1号
電話：0146-42-0251

《住宅宿泊事業法に基づく届出》
・営業日数に上限があります。（年間最大
180日。条例により更に制限のかかる場
合がありますのでご相談ください。）
・家主不在型（人を宿泊させる間、家主が
不在）の場合、宿泊管理業務を「住宅宿泊
管理業者」に委託する必要があります。

《相談先》北海道経済部観光振興課
札幌市中央区北3条西6丁目
電話：011-206-6597

北海道民泊
ポータルサイト

計画段階で
どの用途でも必ず確認

《消防法に基づく消防法令適合通知》
・民泊、旅館・ホテルなど
《用途・構造・面積・危険物の種類等》
に応じて必要な消防設備等を設ける
必要があり、計画段階で相談が必要です。
・参考情報②の「民泊における消防法令上の取り
扱い等に係るリーフレット」をご参照のうえ、
面積が分かる平面図を持参し、
事前相談をしてください。
《相談先》日高中部消防組合新冠支署予防係
新冠郡新冠町字中央町5番地の3
電話：0146-47-2666

■H2プロジェクト全般、その他ご不明な点がございましたら以下のとおり相談ください。
（URL）
https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/221578.html

（相談方法）
「所属」、「職位」（個人は不要）、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」、「相談内容」等を指定の様式（H2P相談申込様式）に入力し、次のアドレスあて送付ください。

（アドレス）
hidaka.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

《H2（Hidaka×Hotel）プロジェクト》
既存建築物を活用した宿泊施設開業フロー

活用できる空き家等を所有している

未所有

「空き家・空き地バンク（浦河町）」をご活用ください
【URL】https://www.town.urakawa.hokkaido.jp/iju/bank/

物件特定

物件を所有

【建築物の適法確認】
建築基準法に基づく検査済証等がある物件（適法に建築された物件）かの確認
※特定には物件の地名地番、建築年月、構造、階数、用途、延床面積等の情報が必要です。
※規模等によって、検査済証等が手続き上必要ないため存在しない場合があります。
詳細は振興局建設指導課（TEL：0146-22-9293）に問い合わせください。

建築物の適法確認

【立地要件】
立地している用途地域※で活用可能か
※参考情報①の用途地域一覧を参考にご確認ください
※「不動産情報ライブラリ」（国土交通省）の【都市計画情報】で検索可能です。
最新の情報は浦河町役場建設課（TEL：0146-26-9010）にお問い合わせください。

不動産情報ライブラリ

始めたい事業が【旅館業法に基づく**旅館・ホテル等**】【住宅宿泊事業法の**民泊**】いずれか決まっている（食事提供等を行いたい）

旅館業法に基づく
旅館・ホテル・簡易宿所・下宿を行いたい

食事提供
温泉利用
井戸水利用
を予定

決まっていない
詳細を知りたい

計画段階で双方に
それぞれ
問い合わせください

住宅宿泊事業法に基づく
民泊を行いたい

計画段階で
どの用途でも必ず確認

《消防法に基づく消防法令適合通知》
・民泊、旅館・ホテルなど
《用途・構造・面積・危険物の種類等》
に応じて必要な消防設備等を設ける
必要があり、計画段階で相談が必要です。
・参考情報②の「民泊における消防法令上の取り扱い等に係るリーフレット」をご参照のうえ、
面積が分かる平面図を持参し、
事前相談をしてください。
《相談先》日高東部消防組合浦河消防署予防課予防係
浦河郡浦河町築地1-2-9
電話：0146-22-2144

《建築基準法に基づく確認申請》
・規模・用途により申請が必要です。
・計画に当たっての申請の必要性は
こちらでご相談ください。
・具体的な計画については
建築士にご相談ください。
・概要書の閲覧等をして検査済証の
有無の確認ができます。
・検査済証等が交付されていることの
証明書を求めることもできます。
《相談先》北海道日高振興局
産業振興部建設指導課建築住宅係
浦河町栄丘東通56号
電話：0146-22-9293

《旅館業法に基づく許可
食品衛生法に基づく営業許可　等》
・改修工事に着手する前に、設備・寸法の入った平面図を
持参し、事前相談をしてください。開業までの流れ、
必要な添付書類、申請料金などをご説明します。
・宿泊者に食事を提供する場合は、住宅宿泊事業法届出
施設、旅館業法許可施設にかかわらず、
食品衛生法に基づく営業許可も必要です。
・井戸水をご利用の場合の水質検査はご相談ください。
・温泉を利用される場合はご相談ください。
《相談先》北海道日高振興局保健行政室（浦河保健所）
生活衛生課
浦河町東町ちのみ3丁目1番8号
電話：0146-22-3071

《住宅宿泊事業法に基づく届出》
・営業日数に上限があります。（年間最大
180日。条例により更に制限のかかる場
合がありますのでご相談ください。）
・家主不在型（人を宿泊させる間、家主が
不在）の場合、宿泊管理業務を「住宅宿泊
管理業者」に委託する必要があります。

《相談先》北海道経済部観光振興課
札幌市中央区北3条西6丁目
電話：011-206-6597

北海道民泊
ポータルサイト

■H2プロジェクト全般、その他ご不明な点がございましたら以下のとおり相談ください。
（URL）
https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/221578.html

（相談方法）
「所属」、「職位」（個人は不要）、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」、「相談内容」等を指定の様式（H2P相談申込様式）に入力し、次のアドレスあて送付ください。

（アドレス）
hidaka.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

《H2（Hidaka×Hotel）プロジェクト》
既存建築物を活用した宿泊施設開業フロー

活用できる空き家等を所有している

未所有

「空き家・空き地バンク（様似町）」をご活用ください（利用申込が必要）
【URL】http://www.samani.jp/annai/index18.html

物件特定

物件を所有

【建築物の適法確認】
建築基準法に基づく検査済証等がある物件（適法に建築された物件）かの確認
※特定には物件の地名地番、建築年月、構造、階数、用途、延床面積等の情報が必要です。
※規模等によって、検査済証等が手続き上必要ないため存在しない場合があります。
詳細は振興局建設指導課（TEL：0146-22-9293）に問い合わせください。

建築物の適法確認

※様似町は用途地域の指定がないため
参考情報①の用途制限はありません。

始めたい事業が【旅館業法に基づく**旅館・ホテル等**】【住宅宿泊事業法の**民泊**】いずれか決まっている（食事提供等を行いたい）

旅館業法に基づく
旅館・ホテル・簡易宿所・下宿を行いたい

食事提供
温泉利用
井戸水利用
を予定

決まっていない
詳細を知りたい

計画段階で双方に
それぞれ
問い合わせください

住宅宿泊事業法に基づく
民泊を行いたい

《建築基準法に基づく確認申請》
・規模・用途により申請が必要です。
・計画に当たっての申請の必要性は
こちらでご相談ください。
・具体的な計画については
建築士にご相談ください。
・概要書の閲覧等をして検査済証の
有無の確認ができます。
・検査済証等が交付されていることの
証明書を求めることもできます。
《相談先》北海道日高振興局
産業振興部建設指導課建築住宅係
浦河町栄丘東通56号
電話：0146-22-9293

《旅館業法に基づく許可
食品衛生法に基づく営業許可　等》
・改修工事に着手する前に、設備・寸法の入った平面図を
持参し、事前相談をしてください。開業までの流れ、
必要な添付書類、申請料金などをご説明します。
・宿泊者に食事を提供する場合は、住宅宿泊事業法届出
施設、旅館業法許可施設にかかわらず、
食品衛生法に基づく営業許可も必要です。
・井戸水をご利用の場合の水質検査はご相談ください。
・温泉を利用される場合はご相談ください。
《相談先》北海道日高振興局保健行政室（浦河保健所）
生活衛生課
浦河町東町ちのみ3丁目1番8号
電話：0146-22-3071

《住宅宿泊事業法に基づく届出》
・営業日数に上限があります。（年間最大
180日。条例により更に制限のかかる場
合がありますのでご相談ください。）
・家主不在型（人を宿泊させる間、家主が
不在）の場合、宿泊管理業務を「住宅宿泊
管理業者」に委託する必要があります。

《相談先》北海道経済部観光振興課
札幌市中央区北3条西6丁目
電話：011-206-6597

北海道民泊
ポータルサイト

計画段階で
どの用途でも必ず確認

《消防法に基づく消防法令適合通知》
・民泊、旅館・ホテルなど
《用途・構造・面積・危険物の種類等》
に応じて必要な消防設備等を設ける
必要があり、計画段階で相談が必要です。
・参考情報②の「民泊における消防法令上の取り
扱い等に係るリーフレット」をご参照のうえ、
面積が分かる平面図を準備して、
事前相談をしてください。
《相談先》日高東部消防組合様似支署予防係
様似郡様似町会所町56
電話：0146-36-2028

■H2プロジェクト全般、その他ご不明な点がございましたら以下のとおり相談ください。
（URL）
https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/221578.html

（相談方法）
「所属」、「職位」（個人は不要）、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」、「相談内容」等を指定の様式（H2P相談申込様式）に入力し、次のアドレスあて送付ください。

（アドレス）
hidaka.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

《H2（Hidaka×Hotel）プロジェクト》

既存建築物を活用した宿泊施設開業フロー

活用できる空き家等を所有している

未所有

「空き家情報登録制度（えりも町）」をご活用ください
【URL】https://www.town.erimo.lg.jp/section/choumin/sg6h9400000020b0.html

物件特定

物件を所有

【建築物の適法確認】
建築基準法に基づく検査済証等がある物件（適法に建築された物件）かの確認
※特定には物件の地名地番、建築年月、構造、階数、用途、延床面積等の情報が必要です。
※規模等によって、検査済証等が手続き上必要ないため存在しない場合があります。
詳細は振興局建設指導課（TEL：0146-22-9293）に問い合わせください。

建築物の適法確認

※えりも町は用途地域の指定がないため
参考情報①の用途制限はありません。

始めたい事業が【旅館業法に基づく**旅館・ホテル等**】【住宅宿泊事業法の**民泊**】いずれか決まっている（食事提供等を行いたい）

旅館業法に基づく
旅館・ホテル・簡易宿所・下宿を行いたい

食事提供
温泉利用
井戸水利用
を予定

決まっていない
詳細を知りたい

計画段階で双方に
それぞれ
問い合わせください

住宅宿泊事業法に基づく
民泊を行いたい

《建築基準法に基づく確認申請》

・規模・用途により申請が必要です。
・計画に当たっての申請の必要性は
　こちらでご相談ください。
・具体的な計画については
　建築士にご相談ください。
・概要書の閲覧等をして検査済証の
　有無の確認ができます。
・検査済証等が交付されていることの
　証明書を求めることもできます。
《相談先》北海道日高振興局
産業振興部建設指導課建築住宅係
浦河町栄丘東通56号
電話：0146-22-9293

《旅館業法に基づく許可
食品衛生法に基づく営業許可　等》

・改修工事に着手する前に、設備・寸法の入った平面図を
　持参し、事前相談をしてください。開業までの流れ、
　必要な添付書類、申請料金などをご説明します。
・宿泊者に食事を提供する場合は、住宅宿泊事業法届出
　施設、旅館業法許可施設にかかわらず、
　食品衛生法に基づく営業許可も必要です。
・井戸水をご利用の場合の水質検査はご相談ください。
・温泉を利用される場合はご相談ください。
《相談先》北海道日高振興局保健行政室（浦河保健所）
生活衛生課
浦河町東町ちのみ3丁目1番8号
電話：0146-22-3071

《住宅宿泊事業法に基づく届出》

・営業日数に上限があります。（年間最大
　180日。条例により更に制限のかかる場
　合がありますのでご相談ください。）
・家主不在型（人を宿泊させる間、家主が
　不在）の場合、宿泊管理業務を「住宅宿泊
　管理業者」に委託する必要があります。

《相談先》北海道経済部観光振興課
札幌市中央区北3条西6丁目
電話：011-206-6597

北海道民泊
ポータルサイト

計画段階で
どの用途でも必ず確認

《消防法に基づく消防法令適合通知》

・民泊、旅館・ホテルなど
　《用途・構造・面積・危険物の種類等》
　に応じて必要な消防設備等を設ける
　必要があり、計画段階で相談が必要です。
・参考情報②の「民泊における消防法令上の取り
　扱い等に係るリーフレット」をご参照のうえ、
　面積が分かる平面図を持参し、
　事前相談をしてください。
《相談先》日高東部消防組合えりも支署予防係
幌泉郡えりも町字新浜61番地82
電話：01466-2-2038

■H2プロジェクト全般、その他ご不明な点がございましたら以下のとおり相談ください。
（URL）
https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/221578.html

（相談方法）
「所属」、「職位」（個人は不要）、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」、「相談内容」等を指定の様式（H2P相談申込様式）に入力し、次のアドレスあて送付ください。

（アドレス）
hidaka.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

《H2（Hidaka×Hotel）プロジェクト》
既存建築物を活用した宿泊施設開業フロー

新ひだか町

7 towns, colors. HIDAKA

活用できる空き家等を所有している

未所有

「空家バンク（新ひだか町）」をご活用ください
【URL】https://www.shinhidaka-hokkaido.jp/bukken/

物件特定

物件を所有

【建築物の適法確認】
建築基準法に基づく検査済証等がある物件（適法に建築された物件）かの確認
※特定には物件の地名地番、建築年月、構造、階数、用途、延床面積等の情報が必要です。
※規模等によって、検査済証等が手続き上必要ないため存在しない場合があります。
詳細は振興局建設指導課（TEL：0146-22-9293）に問い合わせください。

建築物の適法確認

【立地要件（都市計画区域内の場合）】
立地している用途地域※で活用可能か確認ください
不動産情報ライブラリ
※参考情報①の用途地域一覧を参考にご確認ください
※「不動産情報ライブラリ」（国土交通省）の【都市計画情報】で検索可能です。
最新の情報は新ひだか町役場建設課（TEL：0146-49-0338）にお問い合わせください。

始めたい事業が【旅館業法に基づく**旅館・ホテル等**】【住宅宿泊事業法の**民泊**】いずれか決まっている（食事提供等を行いたい）

旅館業法に基づく
旅館・ホテル・簡易宿所・下宿を行いたい

食事提供
温泉利用
井戸水利用
を予定

決まっていない
詳細を知りたい

計画段階で双方に
それぞれ
問い合わせください

住宅宿泊事業法に基づく
民泊を行いたい

計画段階で
どの用途でも必ず確認

《建築基準法に基づく確認申請》
・規模・用途により申請が必要です。
・計画に当たっての申請の必要性は
こちらでご相談ください。
・具体的な計画については
建築士にご相談ください。
・概要書の閲覧等をして検査済証の
有無の確認ができます。
・検査済証等が交付されていることの
証明書を求めることもできます。
《相談先》北海道日高振興局
産業振興部建設指導課建築住宅係
浦河町栄丘東通56号
電話：0146-22-9293

《旅館業法に基づく許可
食品衛生法に基づく営業許可　等》
・改修工事に着手する前に、設備・寸法の入った平面図を
持参し、事前相談をしてください。開業までの流れ、
必要な添付書類、申請料金などをご説明します。
・宿泊者に食事を提供する場合は、住宅宿泊事業法届出
施設、旅館業法許可施設にかかわらず、
食品衛生法に基づく営業許可も必要です。
・井戸水をご利用の場合の水質検査はご相談ください。
・温泉を利用される場合はご相談ください。
《相談先》北海道日高振興局静内地域保健室（静内保健所）
生活衛生課主査（環境衛生）、主査（食品保健）
新ひだか町静内こうせい町2丁目8番1号
電話：0146-42-0251

《住宅宿泊事業法に基づく届出》
・営業日数に上限があります。（年間最大
180日。条例により更に制限のかかる場
合がありますのでご相談ください。）
・家主不在型（人を宿泊させる間、家主が
不在）の場合、宿泊管理業務を「住宅宿泊
管理業者」に委託する必要があります。

《相談先》北海道経済部観光振興課
札幌市中央区北3条西6丁目
電話：011-206-6597

北海道民泊
ポータルサイト

《消防法に基づく消防法令適合通知》
・民泊、旅館・ホテルなど
《用途・構造・面積・危険物の種類等》
に応じて必要な消防設備等を設ける
必要があり、計画段階で相談が必要です。
・参考情報②の「民泊における消防法令上の取り
扱い等に係るリーフレット」をご参照のうえ、
面積が分かる平面図を持参し、
事前相談をしてください。
《相談先》
静内（東別・春立除く）：日高中部消防組合消防署予防課予防係
新ひだか町静内こうせい町2丁目1番1号
電話：0146-45-0050
静内（東別・春立）・三石：日高中部消防組合消防署三石支署予防係
新ひだか町三石東蓬莱10番地の1
電話：0146-33-2224

■H2プロジェクト全般、その他ご不明な点がございましたら以下のとおり相談ください。
（URL）
https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/221578.html

（相談方法）
「所属」、「職位」（個人は不要）、「氏名」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」、「相談内容」等を指定の様式（H2P相談申込様式）に入力し、次のアドレスあて送付ください。

（アドレス）
hidaka.shoko10@pref.hokkaido.lg.jp

参考情報①（日高町・浦河町・新ひだか町の場合に確認）

■用途地域一覧

建築物の用途制限	用途地域													用途地域の指定のない区域	備考
	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域		
住宅（民泊）・下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
兼用住宅 ※非住宅部分50㎡以下 かつ延べ面積1/2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	非住宅部分の用途制限有
ホテル・旅館	×	×	×	×	▲	○	○	×	○	○	○	×	×	○	▲3,000㎡以下
店舗等	×	△	△	△	△	○	○	×	○	○	○	○	△	○	・規模、用途等で制限有 ・10,000㎡超除く

上記以外も用途毎に制限あり。上記以外の用途、△の計画又は判断に困る場合は、
建築士又は日高振興局建設指導課建築住宅係（0146-22-9293）にご相談ください。

参考情報② 関係情報ページ

■不動産情報ライブラリ

○不動産に関する情報（取引価格、地価公示、防災、周辺施設、都市計画情報等）をご覧になることができる国土交通省のWEBサイトです。
（国土交通省）https://www.reinfolib.mlit.go.jp/

■北海道民泊ポータルサイト

（道経済部観光局）https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/minpaku/notification.html

■営業申請に関するホームページ（旅館・ホテル・簡易宿所・下宿）

（道浦河保健所）https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hgc/92552.html
（道静内保健所）https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sth/eigyousinsei.html

■民泊における消防法令上の取り扱い等

（総務省消防庁）https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post20.html

■その他空き家等に関する相談窓口一覧

不動産の売買・賃貸・管理	建物の改修・利活用	融資等について	相続・権利義務関係書類作成
（公社）北海道宅地建物取引業協会 TEL 011-641-8931[平日 9:00～16:50]	（一社）北海道建築士事務所協会　日高支部 事務局：アーキレックス一級建築士事務所内 TEL 0146-32-3730	日高信用金庫 融資部経営相談課 TEL 0146-22-4113[平日 8:30～17:00]	北海道行政書士会 TEL 011-221-1221[平日 9:00～17:00]
（公社）全日本不動産協会北海道支部 TEL 011-232-0550[平日 9:00～16:00]	（一財）北海道建築指導センター TEL 011-222-6070[平日 10:00～16:00]	苫小牧信用金庫　平取支店 TEL 01457-2-2321[平日 9:00～11:30、12:30～15:00]	**登記・相続・財産管理など**
土地・建物の評価など		苫小牧信用金庫　新冠支店 TEL 0146-47-3011[平日 9:00～12:30、13:30～15:00]	札幌司法書士会 TEL 011-211-8763[月水金 13:00～16:00]
（公社）北海道不動産鑑定士協会 TEL 011-222-8145[平日 9:30～16:00]	北海道住宅リフォーム推進協議会 事務局：（一社）北海道建築技術協会内 TEL 011-251-2794[平日 10:00～17:00]	苫小牧信用金庫　富川支店 TEL 01456-2-0331[平日 9:00～12:00、13:00～15:00]	**税金に関すること**
土地境界の明確化・表示に関する登記など			北海道税理士会 TEL 050-3173-8506[水曜日 13:00～15:30]
札幌土地家屋調査士会 TEL 011-271-4593[平日 10:00～16:00]	**移住に関すること** （一社）北海道移住交流促進協議会 TEL 011-251-1055[平日 9:00～17:00]	北洋銀行　静内支店 TEL：0146-42-1001[平日9:00～15:00]	